

## 琉球フィル友の会 会員規約

### (目的)

第1条 一般社団法人琉球フィルハーモニック（以下「琉球フィル」という。）の賛助会員組織を「琉球フィル友の会」（以下「友の会」という。）という。

2 友の会は、琉球フィルが行う音楽活動等に賛同し、支援する会員の組織である。

### (会員の種類)

第2条 友の会の会員（以下単に「会員」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 琉球フィルの音楽活動等に賛同し、支援する個人
- (2) 法人会員 琉球フィルの音楽活動等に賛同し、支援する団体
- (3) 特別会員 琉球フィルの音楽活動等に賛同し、一定以上の支援を行う個人会員または法人会員

### (会員)

第3条 会員は、この規約を承諾の上、会員の種類に応じて琉球フィルに入会を申し込み、代表理事が承認したものを会員とする。

- 2 会費の納入をもって入会とする。
- 3 会員の期間は1年とし、申し出のない限り継続とする。
- 4 会員には、会員証を発行する。
- 5 入会の申込みに必要な書類その他の手続および会員証の様式については、代表理事が定める。

### (会費)

第4条 会員は、次に掲げる会員の種類ごとに定める会費を琉球フィルが定める方法により琉球フィルに納める。

- (1) 個人会員 年額1口 1,000円
  - (2) 法人会員 年額1口 10,000円
  - (3) 個人特別会員 個人会員で年額10口以上
  - (4) 法人特別会員 法人会員で年額5口以上
- 2 納入された会費は、理由の如何を問わず、返却しない。
  - 3 会費は、いずれも消費税を含む額とする。
  - 4 2年目以降の会費の納入時期は毎年入会月の末日までとする。

### (会員特典)

第5条 会員特典を受けるときは、琉球フィルの定める方法により利用するものとする。

- 2 個人会員が受けることができる特典は次のとおりとする。
  - (1) 琉球フィルの主催公演その他の指定する公演のチケットの優先予約購入

- (2) 琉球フィルの指定する公演のチケットの割引料金での購入
  - (3) 予約購入したチケットの無料による郵送
  - (4) 琉球フィルの公演情報や活動報告等を掲載した「琉球フィル通信」の定期提供
  - (5) 琉球フィルのホームページや主催公演パンフレットへの会員名の掲載（非掲載も可）
  - (6) 琉球フィルが指定するリハーサルの見学
  - (7) その他琉球フィルが別に定める特典
- 3 法人会員が受けることができる特典は、前項に加え次のとおりとする。
- (1) 琉球フィルが主催する「プレミアムクラシック」（年2公演）への招待券を1口につき各公演1枚進呈。ただし、各公演4枚を上限とする。
- 4 個人特別会員は第2項に定めるもののほか、次の特典を受けることができる。
- (1) 琉球フィルが主催する「プレミアムクラシック」（年2公演）への招待券を各公演1枚進呈。
  - (2) その他琉球フィルが提示する特典。
- 5 法人特別会員は第3項に定めるもののほか、次の特典を受けることができる。
- (1) 琉球フィルのホームページに口数に応じたサイズでロゴおよびリンクの掲載。
  - (2) 琉球フィルの主催公演パンフレットへ、口数に応じたサイズで広告掲載。
  - (3) その他琉球フィルが提示する特典。
- 6 招待券については本人または法人会員関係者以外の者に譲渡することができる。また、琉球フィル事務局への申し出により、琉球フィルが支援している子どもたち<sup>\*</sup>へ寄贈することができる。

※「那覇ジュニアオーケストラ」、「ジュニアジャズオーケストラおきなわ」等

#### （会費の使途）

第6条 会費は、琉球フィルの音楽活動等の事業のために使用するものとする。

#### （会員証の紛失・盗難）

第7条 会員は、その会員証を紛失し、または盗難にあったときは、直ちに琉球フィルへ届け出なければならない。

2 会員証の再発行にあたっては所定の再発行手数料が必要となる。

#### （届出事項の変更）

第8条 会員は、琉球フィルに届け出た内容に変更が生じた場合には、直ちに琉球フィルに変更事項を届け出なければならない。

2 前項による届け出がないために琉球フィルからの通知、送付書類等が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに到着したものとみなす。

#### （会員の退会）

第9条 会員は、琉球フィルへ届け出ることによって、友の会を退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 琉球フィルは、会員が次のいずれかに該当する場合には、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 琉球フィルへの虚偽の申告があったとき。
- (2) 会費の未納期間が1年以上、または督促の不通、および代金の支払いを怠ったとき。
- (3) 第11条に該当することが判明したとき。
- (4) その他琉球フィルの運営上支障があるとき。

2 会員資格の取消は、理事会の決議によって行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 次の事項に該当する場合は入会を断るものとする。また会員登録手続き後であっても次の事項が判明した場合、会員の資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に属すると認められる場合。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められる場合。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、当法人または当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。

(再入会)

第12条 第9条に基づいて任意退会した場合は、新規に入会申請を行えば、随時入会が認められる。

(規約の改定)

第13条 この規約が改定された場合には、琉球フィルがその内容を通知した後に会員が第5条の特典を利用したことによって規約の改訂事項を承認したものとみなす。

2 この規約の改定または廃止は、社員総会の決議により行う。

(その他)

第14条 この規約の実施について必要な事項は、代表理事が定める。

付 則

1 この規約は、令和3年11月1日から施行